

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 2 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金 17,000円也
敷金	金 17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は令和 元 年 9 月 17 日より令和 8 年 9 月 16 日迄向う 2 年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもできる。
- 第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。
- 第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- （1）駐車場で粗暴な運転は行わないこと。
  - （2）ゴミ等は一切捨てないこと。
  - （3）深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為を一切行わないこと。
- 第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。
- 第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

- 第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。
- 第10条 （1）甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。  
（2）乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。
- 第11条 第1条の賃貸借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の1/2ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

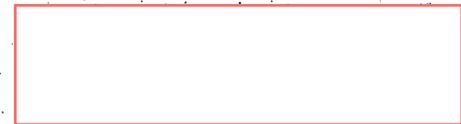
（特約条項） 1. 「賃料の振込先」

埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.0405458  
 有限会社 ケイプランニング TEL 048-824-1423  
 2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 元 年 8 月 3 / 日

貸主（甲） 住 所  
氏 名



借主（乙） 住 所  
氏 名

さいたま市浦和区常盤2丁目8-5-30/  
高木 功介

連帯保証人 住 所  
氏 名

仲介業者兼管理者

